

## 弘前大学履修証明プログラム 令和5年度「弘前大学アートワールドひろさきキュアプログラム」実施要項

### 1. プログラムの趣旨・目的

弘前大学が主催する本プログラムは、受講者がアートの必然性を理解し、自ら芸術享受の機会を求め、その内容を吟味するための自律した力を身につけること、また本プログラムを通じ、アートサポーターを育て、弘前市近隣や青森県内外に発信する「アート(芸術)」の質を高めるための基盤を形成することを目的としている。

### 2. カリキュラムの特徴（プログラムの内容）

弘前大学が教養教育において開講する授業科目及び文化施設等でのインターンシップ [135時間] により、アートについて体系的に学ぶことができる。なお、すべての科目は、本学部学生と一緒に受講することとなる。

#### カリキュラムの構成

- A. 青森および弘前の芸術支援活動を概観し、「芸術」をめぐる基本的な概念と理論を理解する。[2科目必修 (45時間)]
- B. 芸術作品を知り、その鑑賞のコツを身につける。[2科目以上選択 (45時間)]
- C. A及びBで学んだことを活かして、プロデュースの演習を行う。[1科目必修 (22.5時間)]
- D. A～Cを修得した上で、プロデュースの実習を行う。[1科目必修 (22.5時間)]

構成	授業科目の名称	時間数	必要時間数
A	くらし・文化 —地域の芸術文化振興—	22.5	45
	思想 —美学入門—	22.5	
B	芸術 —モダンアート—	22.5	45
	地域の芸術・文学 —日本美術史—	22.5	
	地域の芸術・文学 —弘前の教会建築—	22.5	
	地域の社会・文化 —オンライン演奏会実習—	22.5	
	国際地域・社会・文化 —美術史研究入門—	22.5	
	国際地域・社会・文化 —音楽史研究入門—	22.5	
	国際地域・社会・文化 —トランスナショナルリズムの音楽—	22.5	
	世界の芸術・文学 —西洋美術史入門—	22.5	
	世界の芸術・文学 —コンテンポラリーアート—	22.5	
	世界の芸術・文学 —近現代の音楽文化史—	22.5	
	世界の芸術・文学 —舞台芸術概論—	22.5	
C	地域の多様性と活性化 —地域とアートワールド—	22.5	22.5
D	キャリアデザイン —アート・インターンシップ—	22.5	22.5
	計	337.5	135

### 3. 実施体制について

本プログラムは、弘前大学における履修証明プログラムに関する規程に基づき、以下のように実施する。

### (1) 履修者の決定

教育学部学務委員会は、提出された申請書類等を審査し、教授会の議を経て履修の可否を決定し、その結果を学長に報告すると共に志願者に通知する。

### (2) 修了要件

履修期間に教養教育で開講する指定された科目を受講し、かつ各授業で合格（60点以上）と判定された場合、修了要件を満たすものとなる。

なお、原則として弘前大学シラバス（講義内容）と同様の方法で担当教員が評価する。また、受講者は、各授業の2/3以上の出席を必須とする。

### (3) 修了者の決定

教育学部学務委員会において修了者を決定し、部局長は教授会の議を経て、修了者の決定を行い、学長に報告する。

### (4) 履修証明書の交付

修了者には弘前大学学長から履修証明書を発行し、「ひろだいアートサポーター」の称号を付与する。（単位認定するものではない。）

### (5) プログラムの運営

#### ①運営組織

「弘前大学アートワールドひろさきキュアプログラム運営委員会」を設置し、プログラムの計画・実施・評価検討・対処にあたる。なお、履修生の学籍その他教務に関する記録及び管理については教育学部総務グループ教務担当が行う。

#### ②メンターについて

履修を進める上での相談相手（メンター）を設け、履修生の学習をサポートする。

#### ③保険について

インターンシップについては、保険の加入が必要となるため、履修生の責任において加入させる。

## 4. 募集定員

10名程度

## 5. 履修期間

本プログラムの履修期間は、各年度4月から2年間とする。（ただし、申請時の申し出及び履修状況等により3年間の履修期間を認める。）

## 6. 履修資格

高等学校を卒業した者または同等以上の学力を有すると認められる者

## 7. 受講料

受講料は、1年間で30,000円とし、履修期間2年間で、総額60,000円とする。

（履修に3年間で要した場合も、受講料は60,000円とする。）

本学指定の口座へ、期日までに納付してもらおう。納付確認ができない場合には、履修資格を取り消す場合がある。一旦納入された受講料は、原則として返還しない。

受講料のほか、授業等に係る経費等を履修生に負担させる場合がある。

## 8. 履修生証の交付

本プログラムを履修する者には、弘前大学学則（平成 16 年規則第 2 号）第 48 条に規定する聴講生とみなして、履修証明プログラム履修生証を交付する。

#### **9. 個人情報の取扱いについて**

申込みに際し取得した個人情報は、本学事業の目的以外に使用しない。

#### **10. その他**

この要項に定めるもののほか、本プログラムに関し必要な事項は、教育学部長が別に定める。